

各都道府県私立学校主管部課
各都道府県専修学校主管課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
高等教育局私学部私学助成課

令和4年度学校保健特別対策事業費補助金（学校等における感染症対策等
支援事業）に係る事業実施計画等の提出について

各学校及び設置者におかれては、今般の新型コロナウイルス感染症流行に係る対策に多大なる御尽力を頂いており、感謝申し上げます。

さて、令和3年度補正予算に計上された標記事業について、令和4年3月1日付けで交付決定を行ったところですが、予算残額については文部科学省において明許繰越しの手続きを行い、財務省から承認を得ましたので、令和3年度に交付申請を行っていない学校法人等を対象に本事業を実施します。

新型コロナウイルスの感染流行が長期化する中、引き続き感染症対策に万全を期す必要があり、とりわけ、各学校等においては、児童生徒が安心して学ぶことができる環境を整備していくことが重要と考えています。また、事業の実施に当たっては、学校長の判断で迅速かつ柔軟に実施することができるよう、いわゆる「学校裁量経費」として、学校規模に応じて一定額を補助することとしているものです。これらの観点から、特に、これまで本事業への申請を行っていない学校に対して申請希望がないか御確認いただきますようお願いいたします。

については、所管の私立高等学校等及び専修学校（高等課程）に周知いただくとともに、別紙に基づき、事業計画書を取りまとめるうえ、5月10日（火）までに文部科学省まで御提出くださいますようお願いいたします。

記

1. 補助対象

- ①令和4年3月1日付け交付決定の対象となっていない学校
- ②令和4年度に新設された学校
- ③令和4年3月1日付け交付決定の対象となっている学校のうち、交付決定額が補助上限額未満となっている学校（今回申請の際の補助上限額は、実施要領に定める補助上限額から既交付決定額を減じた額となります）

※予算の執行状況にもよりますが、①、②を優先とし、③については補助額を調整する場合があります。また、令和4年3月1日付け交付決定を受けたものの、やむを得ない事情により事業を中止（廃止）した学校について、今回の事業計画書（令和4年度）の提出を希望する場合には、予算に限りがあるためまずは文部科学省までご相談いただくようお願いいたします。

2. 補助対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

3. 今後のスケジュール（予定）

5月10日（火）	事業計画書提出〆切
5月下旬	交付申請書提出依頼
6月上旬	交付申請書提出〆切
7月上旬	交付決定

本件担当

○私立高等学校等について

高等教育局私学部私学助成課総括係
TEL:03-5253-4111（内線2579）

○専修学校について

総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第二係
TEL:03-5253-4111（内線3468）

学校保健特別対策事業費補助金（学校等における感染症対策等支援事業）
事業計画書の提出について

1. 募集対象事業

- ・学校等における感染症対策等支援事業

2. 補助対象学校種

私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、
専修学校（高等課程）

3. 提出物

- ・事業計画書（別添1（様式1-6））【学校法人において作成】
※各学校のシートを一つの excel ファイルにまとめて提出ください。
- ・交付申請予定額一覧【都道府県において作成】

なお、申請を希望する場合は、別添1（様式1-6）を学校単位で作成してください。

（例えば、同一法人内の中学校と高等学校が同一事業に申請を希望する場合、それぞれ中学校及び高等学校ごとに様式を作成）。

4. 提出方法及び期限

電子メール：令和4年5月10日（火）17：00（電子媒体（excel））

5. 提出先

電子メール：sigakujo@mext.go.jp（私立高等学校等）
syosensy@mext.go.jp（専修学校（高等課程））

※学校種ごとに担当が分かれますので宛先に御注意ください。

6. 注意事項

- ・事業計画書（別添1（様式1-6））における児童生徒数については、令和3年度学校基本調査へ報告した数と一致させてください。ただし、令和4年度に新設された学校等については令和4年4月時点の児童生徒数としてください。
- ・交付申請書への押印は不要です。